

相続アドバイザー協議会 令和6年5月2日

後見の現場

～お一人様対策を見据えて～

行政書士中條尚事務所
相続プラザ小田原
行政書士・社会福祉士
中條尚

成年後見制度が必要な人

- ・意思無能力者が法律行為を行わなければならないとき。
(本当に必要な法律行為かどうか要確認)



法定後見

- ・意思能力が衰えた方の権利擁護が必要なとき。
衰えている程度により様々な選択肢



法定後見・任意後見・信託・身元保証・事務委任、これらの併用

- ・意思能力が衰えた後、お世話してもらう人、お世話の方法を決めて
おきたいとき。(お一人様対策)

Ex 「誰にも迷惑をかけずに死んでいきたい」



任意後見・信託・身元保証・事務委任・死後事務委任
尊厳死これらの併用

成年後見制度の今後

中核機関 成年後見制度利用促進法の要（行政単位で設置）

- ・終身ではなく有期の制度 として見直しの機会を付与
- ・本人の変化に応じ後見人を円滑に交代できる

意思決定支援の影響